

## 巻頭言

### 生活行為向上マネジメント教育を実践する上での新たな決意

大阪医療福祉専門学校 榎原 康仁

世界作業療法連盟の2012年の定義には、「作業療法はクライアント中心の保健専門職で、作業を通して健康と幸福を促進する」ことが記述されている。日本作業療法士協会の定義にも、作業療法は「作業に焦点を当てた治療、指導、援助である」ことが記述されている。作業に焦点を当てた実践には、心身機能の回復、維持、あるいは低下を予防する手段としての作業の利用や、クライアントができるようになりたい作業などの作業自体を練習しできるようにしていくという目的としての作業の利用、およびこれらを達成するための環境への働きかけが含まれる。作業療法のキーワードはやはり「作業」であり、私たち作業療法士は人々が環境の中で行う「作業」についてもっと学習しなければならないし、卒前教育においても作業療法学生（以下、学生）が「作業」について将来展開できるようなカリキュラムが必要であると感じる。

現在、日本作業療法士協会が普及・推進している生活行為向上マネジメント（以下、MTDLP）は、クライアントの生活行為向上を目的に作成された人々の作業遂行を実践できる手法とされている。熟練作業療法士の思考過程と作業療法実践のプロセスを定式化した専用シートを使用する点が特徴的であり、専用シートは作業療法が心身機能の回復を促す練習に終始することなく、クライアントの活動と参加を促進させ、クライアントの家族や支援者との連携を促進できるツールとして使用できる。私の勤める作業療法士養成校では、2016年よりMTDLP推進協力校として認定されて以来、学生が学内教育でMTDLPを学習し、MTDLPを臨床実習で活用し、卒後はMTDLPを臨床で活用することを目指している。しかし、現実には学生の臨床実習でのMTDLP活用には困難さがある。

その背景をしるため、まず臨床教育者の臨床でのMTDLP活用状況を調査した。COVID-19が流行する前のデータになるが、2019年4月の本学科の臨床教育者会議に出席した臨床教育者84人を対象にしたところ68人から回答を得られ、臨床でのMTDLP活用者は13人（19.1%）で不活用者は55人（61.8%）であった。内MTDLP基礎研修の修了が26人（38.2%）と未修了が42人（61.8%）人であった。また、臨床でMTDLPを活用している臨床教育者から、MTDLPの専用シートのごく一部しか活用していなかった。そこからは、臨床実習で学生がMTDLPを臨床教育者から教示してもらえらる基盤が小さいことが理解できた。

一方、学生のMTDLPの臨床実習での活用もCOVID-19が流行する前のデータであるが調査してみた。ちなみに私の勤める養成校の学生は、学内教育でMTDLPの各専用シートの演習を終え、臨床実習でMTDLPを活用することを促進し、手引きにも具体的に活用するシートも記載し、臨床教育者にも臨床教育者会議で臨床実習でのMTDLP活用を依頼している。対象は2019年度に臨床実習を経験した学生で、学生には臨床実習後のセミナーの事例発表にシートを利用することを伝えていた。結果は37人中27人（79.4%）が臨床実習でMTDLPを活用したと回答した。しかし、臨床実習後のセミナーでMTDLPのシートを活用するという手段を使わなければ学生は臨床実習でMTDLPを使わないのだろうかと感じた。ちなみに前年の2018年度に臨床実習を経験した学生は、臨床実習後のセミナーでMTDLPのシートを使うこと以外、2019年度に臨床実習を経験した学生と条件はほとんど同じであるが、臨床実習で34人中7人（20.6%）しか臨床実習でMTDLPを活用しなかった。

本当に学生がMTDLPを使うのなら、クライアントの「作業」の重要性やそれを支援や協働できる素晴らしさを知ってほしい。難しいことであるが今後は、それらを模索し実働していきたい。